

軽油 第1四半期 買入（単価契約）仕様書

大阪シティバス株式会社

- 1 買入物品 軽油
- 2 規格 日本工業規格に定める規格 J I S K 2 2 0 4 の軽油使用ガイドライン(近畿地域)に適合していること。
ただし、「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について」（平成 19 年 3 月 31 日施行）の追加項目に係る規定値の B D F を混合しない軽油に適合していること。

対象月	種類	引火点	蒸留性状 留出温度 90%	流動点	目詰まり 点	10%残油の 残留炭素分	セタン 指数	動粘度 30℃	硫黄分	脂肪酸 メチルエステル	トリグリセリド [*]
		(℃) 以上	(℃) 以下	(℃) 以下	(℃) 以下	(質量%) 以下		(cSt, mm ² /s) 以上	(質量%) 以下	(質量%) 以下	(質量%) 以下
4月	1号軽油	50	360	-2.5	- 1	0.1	50	2.7	0.001	0.1	0.01
5月											
6月	特1号軽油	50	360	5.0		0.1	50	2.7	0.001	0.1	0.01

- 3 買入予定数量 2, 290KL
- 4 納入期間 平成30年4月1日～平成30年6月30日
- 5 納入場所 中津営業所 外6箇所 詳細は別添のとおり
- 6 納入時間 原則として、納入予定日の午前8時30分～午前11時30分の間、
又は、午後1時～午後4時の間
なお、詳細については、各納入場所の担当者と調整すること。
- 7 納入形態 別添のとおり
- 8 納入数量 1回標準納入量は原則として別添のとおりとするが、場合によっては、増減もあるものとする。
- 9 発注及び納入方法
- (1) 発注は、別添、各納入場所の担当者が電話又はFAXにより連絡する。なお、各納入場所の担当者が異動等により変更の場合はその都度連絡する。
- (2) 納入は、当局納入先係員の指示に従い、タンクローリー車で供給人の責任において納入し、これに要する費用についても供給人の負担とする。
- (3) 原則として納入日は平日、土曜日とするが、緊急の場合は日曜日及び祝日の納入も可能であること。

- (4) 納入は分割納入とし、常に当局の要請に応じて行うこと。通常時は予定日に、緊急時は1日以内に納入可能であること。また、周辺住民の迷惑にならないよう施設周辺での駐車を避けたうえで指定された納入日時を必ず守ること。
- (5) 納入は、当局係員立会いの上行い、貯蔵タンクへ納入すること。
- (6) 1回標準納入数量は原則として別紙の通りとするが、場合によっては増減もあるものとする。
- (7) 供給人は納入時に、納入場所・納入数量・納入年月日を明記した納品書（出荷伝票）またはこれに替わるものを納入先に提出すること。

10 受入口概要

事業所	型式	山数/インチ	オスネジの外径	タイプ
中津営業所	FV-1006-A	6	80 φ	ネジ式
井高野営業所	FCM-100	—	4インチ φ	ワンタッチ式
西島営業所	FV-1021-A	—	100 φ	ワンタッチ式
守口営業所	FCM-100	—	4インチ φ	ワンタッチ式
住吉営業所	FV-1021-A	—	100 φ	ワンタッチ式
鶴町営業所	FV-1021-A	—	100 φ	ワンタッチ式
住之江営業所	FV-1006-A	6	80 φ	ネジ式

11 検査方法

- (1) 納入に関しては、供給人は納入の都度、納入場所・納入数量・納入年月日を明記した業者の出荷案内書、送り状、納品書またはこれらに替わるものの何れか一葉を納入先に提出し、当局係員の指示に従うものとし、当局係員の立会のもとに検査を受けるものとする。
- (1) 契約締結後、供給人は、納入しようとする軽油について、毎月、製油所が発行する試験成績表を、当局の提出すること。
- (2) 契約期間中、納入した軽油について当局独自の抜き取り試験を行うことがある。この試験結果に疑義が生じた場合は、当局の指定する所で供給人の負担により再試験を行い、不合格の場合は、当局の指示及び措置に従うものとする。

12 災害時の供給

- (1) 地震その他の災害時において、当該物品の安定供給の確保を行うものとする。
- (2) 通常連絡先の他に、緊急連絡先を確保し、契約締結後速やかに当局に報告すること。

13 仕様書に関する質問について

応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は事前に下記の事業担当に質し、その内容を熟知の上応札するものとする。なお、契約後における仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。

14 その他

- (1) 納入作業を行うにあたっては、喫煙その他火気の使用を禁止し、細心の注意を払い安全作業に努めること。
- (2) 買入予定数量は、数量の概数を示したものであるもので、供給人は、気象状況その他の要因により大幅な増減が生じる可能性があることをあらかじめ承知すること。
- (3) 納入に際しては、関係法令等を遵守すること。

15 事業担当

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号

大阪シティバス株式会社 総務人事部総務課

連絡先：06-6582-7122

(別 添)

軽油 第1四半期 (単価契約)

単位：KL

事業所	所在地	電話番号	担当	納入形態	1回標準 納入数量	使用予 定数量
中津営業所	北区中津6-9-32	06-6458-2319	山本(清)・西川	ローリー	8	290
井高野営業所	東淀川区井高野4-3-59	06-6340-2064	山本(洋)・大村・吉田	ローリー	12	410
西島営業所	此花区西島4-1-11	06-6461-2275	東・中嶋	ローリー	12	340
守口営業所	守口市京阪本通1-10-23	06-6993-0253	塩田・杉本	ローリー	10	230
住吉営業所	住吉区万代東3-5-22	06-6694-0830	道筆・辻	ローリー	8	340
鶴町営業所	大正区鶴町4-11-55	06-6552-6553	竹本・藤村	ローリー	8	390
住之江営業所	住之江区新北島1-2-50	06-6685-5422	藪野・柳	ローリー	10	290

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る当社監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく当社に対し前項に規定する報告をしなかったと認めるときは、指名停止を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、当社が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。